直結直圧給水方式に対しての遵守事項

① 給水装置の管理区分については、第１止水栓までを坂戸、鶴ヶ島水道企業団とし、それ以降については一切を給水装置所有者とする。

なお、第１止水栓の修繕については、構築物等の建設で工事ができないと坂戸、鶴ヶ島水道企業団で判断したときは、給水装置所有者自身で修繕をすることとし、修繕を敏速に実施する。

② 水圧低下及び出水不足等が生じたときは、給水装置所有者で対処する。

③ 計画的な断水、緊急的な断水及び濁水等が発生した場合であっても、坂戸、鶴ヶ島水道企業団に対して苦情の無いよう使用者に対して周知する。

④ 給水装置の改修工事等を行うときは、事前に坂戸、鶴ヶ島水道企業団と協議し、指定給水装置工事事業者に依頼する。

⑤ 給水装置に起因する損害が発生した場合、一切を給水装置所有者又は使用者で解決する。

⑥ 既設給水装置を直結給水にした場合、これに起因する漏水等の事故については、給水装置所有者又は使用者等の責任において解決するとともに、坂戸、鶴ヶ島水道企業団の指示に従い速やかに改善する。

⑦ 直結直圧給水方式において、給水装置に異常等が発生した場合は、建築物等全体を親メーター検針にて料金を徴収することがある。

⑧ ４、５階暫定直結直圧給水方式の場合、水圧低下時の対策として増圧装置等の予定設置位置を確保しておく。

（増圧装置等の予定設置位置―　　）

水専番号		
装置場所		
所有者	住所	
	氏名	印
	電話	
備考		